泉大津市地域子育て支援センターにおける子育てサークルの支援及び登録要領

　この要領は、泉大津市地域子育て支援センター事業実施要綱（平成２０年５月１９日施行）第４条第１号及び５号における、住民主体で子どもと保護者が交流し情報交換や相互協力を行う団体（以下「子育てサークル」という。）の支援と登録について定める。

(目的)

第１条 泉大津市地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）事業の一つとして、支援をおこなう子育てサークルの登録をし、必要な支援を行うことにより、身近な地域の子育て支援機能の充実と自主的で健全な活動および、地域の子育て力の強化を図ることを目的とする。

(条件)

第２条 次条に規定する登録申請ができる子育てサークルは、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(１) おおむね３組以上の就学前の子どもと保護者で構成されていること。

(２) 子育てサークルの構成員の半数以上が市内在住者であること。

(３)　団体の名称は、特定の宗教、政党若しくは政治団体及び営利企業の名称又はこれを類推させる字句を使用しないこと。

(４) 活動内容を支援センターの情報コーナー等で公開すること。

(５) 新たに活動を希望する人の受け入れや、活動の見学を、可能な限り受け入れること。

(登録及び承認)

第３条 登録を受けようとする子育てサークルは、登録申請書（様式１号）にサークル員名簿（様式２号）、前年の活動実績を有する団体等はその活動報告を添え、市長に登録の申請を行うものとする。

２ 申請を受けた市長は、内容を審査し、適当と認める団体等について承認し、登録を行う。

３ 市長は、登録を行ったときは、当該登録を受けた子育てサークル（以下「サークル」という。）に登録証（様式３号）を発行し、通知しなければならない。

(有効期間)

第４条 サークルの登録期間は、４月１日から翌年３月３１日までの１年間とする。

２ 前項の登録期間の途中において登録されたサークルの登録有効期間は、登録承認日のする月

の初日から３月３１日までとする。

(代表者)

第５条 サークルの代表者は、市内在住の者とする。

２ 代表者は、サークルの構成員の総意をまとめるものとし、次の各号の事項を守り、サークルの円滑な活動を推進するものとする。

(１) サークルの構成員は、登録申請書の内容を理解し、円滑な活動ができるように努めること。

(２) 見学や活動についての問い合わせには、速やかに連絡を取り、適切に対応すること。

(３) 代表者は、恒常的な指導者となることはできないこと。

(変更の届出)

第６条 代表者は、代表者及びサークルの活動内容について変更又は活動を中止したときは、登

録取り消し申出書（様式４号）を提出し、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第７条 市長は、サークルが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(１) 法令又は、この要領にあてはまらない事項が発生したとき。

(２) 虚偽の登録申請が判明したとき。

(３) 前２号に掲げるもののほか、サークルの活動内容等について市長がサークルとして登録することが不適当と認めたとき。

(支援内容)

第８条 サークルは、「泉大津市立幼稚園等の地域子育て活動に係る空き教室の利用に関する取扱要領」に基づき、地域の子育て活用スペース（以下「おづみんルーム」という。）を利用することが出来る。

(２) 地域子育て支援センターのおもちゃ・絵本等の子育てに関する備品、消耗品について、サークルの活動に必要と認めた場合は可能な範囲で借用することが出来る。

(３)　その他、サークルの活動についての相談を、地域子育て支援センターにすることが出来る。

(委任)

第９条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要領は、令和元年７月１日から適用する。